デイサービスセンター　がりゅうの里

通所介護サービス利用契約書
日常生活支援総合事業利用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」という。）とデイサービスセンターがりゅうの里（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に提供する通所介護サービス、及び日常生活支援総合事業（以下「サービス」という。）について、つぎのとおり契約します。

（サービスの目的）

第１条　事業者は、総合事業対象者又は要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法等関係法令および本契約書に従って、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、サービスの提供をします。

（契約期間）

第２条　この契約の適用期間は、令和　　年　　月　　日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

２　契約満了日７日前までに、利用者から事業者に対して文書により契約終了の申出がない場合には、この契約は同一の内容で自動的に更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

３　この契約が自動更新された場合の契約期間は、更新前の契約期間満了日翌日から更新後の要介護認定の有効期間満了日までとします。

（通所介護計画の作成）

第３条　事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成します。また、この「通所介護計画」の内容を利用者およびご家族（以下「利用者等」という。）に説明して、同意を得ます。

２　事業者は通所介護計画に沿って、サービスの提供を行います。

３　利用者は、サービス内容の変更を希望する場合は、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望にそうようにします。

（サービス提供の記録）

第４条　事業者は、サービス提供の記録を作成することとし、この契約の終了後２年間保管します。

２　利用者等は、事業者の業務に支障のない時間にその事業所において、当該利用者に関するサービス提供記録を閲覧することができます。また、実費を負担して複写物の交付を受けることができます。

（料金等）

第５条　事業者が提供するサービスの利用料その他の利用料（以下「利用料等」という。）は、「重要事項説明書」に記載したとおりです。

２　利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に定められた料金に基づいて計算された月ごとの合計額を支払います。

３　事業者は、原則として毎月１５日までに、利用者が利用した当月分のサービスの内訳、単価、利用回数を明記した利用料等の請求書を利用者に送付しますので、２５日までにお支払下さい。

４　利用者は、前項の請求書に基づいて、事業が指定した口座より引き落とし、又は指定口座への振込み、その他のいずれかで支払うものとします。引き落としの場合は、毎月２５日に指定口座よりいただきます。なお、２５日が休日の場合は翌営業日の引き落としとなります。

５　事業者は、利用者から利用料等の支払を受けたときには、利用者に対して事業者が提供したサービスごとに、保険給付の対象となるものと対象外の区別、領収金額の内訳を明記した領収書を発行します。

６　利用者は、事業者に対して、サービス利用日の前日午後５時までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。ただし、提供日の前日５時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、料金の全部または一部を請求することがあります。

７　利用料等について、契約期間中に関係法令が変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

（利用者の契約解除）

第６条　利用者は、事業者に対して、次の事由に該当した場合には、７日以上の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。なお、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、７日以内の通知でも契約を解除することができます。

①　事業者が正当な理由がなくサービスを提供しない場合。
②　事業者が守秘義務に違反した場合。
③　事業者が利用者等に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合。

（事業者の契約解除）

第７条　事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して１か月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

２　事業者は、利用者が次の各項に該当した場合、文書で通知することにより、７日間の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

① 利用者が、正当な理由無く利用料その他、自己が支払うべき費用を２か月以上滞納し、支払を督促したにも関わらず２週間以内に支払われない場合。
② 利用者の、病状、心身状態等が著しく悪化し、事業者での適切なサービスの提供の範囲を超えると判断される場合。
③ 利用者等が、事業者および職員、また他の利用者等に対して、利用継続が困難となるほどの背信行為や反社会的行為を行った場合。
④ 利用者が、要介護認定において、自立と認定された場合。
⑤ 天災、災害、施設設備の故障等、その他やむを得ない理由によりサービス提供が困難である場合（臨時休業の場合もある）。

（身体的拘束等、その他の行動制限）

第８条 事業者は、利用者または他の利用者の生命もしくは身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対して身体的拘束その他の方法により、利用者の行動を制限しません。

２ 事業者は、身体的拘束等により利用者の行動を制限する場合、利用者等に対し事前に、理由、方法、実施する時間および時間帯、拘束開始および解除の予定について十分な説明を行い、「身体的拘束に関する説明書」に同意を得ます。

３ 利用者に対し、身体的拘束等により利用者の行動を制限した場合、サービス提供記録に実施の内容についての記載をします。

（秘密の保持）

第９条 事業者及び職員は、業務上知り得た利用者等の秘密を第三者に漏らしません。

２ 事業者は、職員が退職後も、在籍中に業務上知り得た利用者等の秘密を第三者に漏らすことがないように必要な措置を講じます。

３ 事業者は、利用者等からあらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者等の個人情報をサービス担当者会議等に用いたり、当該事業所以外のサービス機関等への提供はしません。

（苦情、要望の対応）

第１０条 利用者等は、提供されたサービス等に苦情や要望がある場合には、いつでも申し出ることができます。事業者は速やかに、改善の必要性の有無や改善の方法について、文書で利用者等に報告します。

２ 事業者は、利用者等から苦情等の申し出がなされても、いかなる差別的な取り扱いもいたしません。

３ 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者等の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置し、職務として利用者等からの苦情の直接受け付けを行います。

（緊急時、事故発生時の対応）

第１１条　事業者は、サービスの提供を行っている時に、利用者の病状に急変が生じた場合には、速やかに家族または緊急連絡先へ連絡し、主治医や協力医療機関との連携をとり適切な措置を講じます。

２　事業者は、サービスの提供を行なっている時に、利用者に事故が発生した場合は速やかに家族または緊急連絡先へ連絡し、県・市町村担当課へ報告します。

３　事業者は、利用者に対してサービスの提供に当たり、万が一事故が発生し利用者の生命・身体・財産等に損害が生じた場合には、利用者等と事業者が協議の上でその損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失が無い場合にはこの限りではありません。

４　利用者等は、利用者の責に帰すべき事由によって、事業者に損害が生じた場合には、事業者に対してその損害を賠償するものとします。

（合意管轄）

第１２条　この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者等及び事業者は長野地方裁判所を管轄裁判所とすることを、あらかじめ合意します。

（利用契約に定めのない事項）

第１３条　この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、利用者等及び事業者が誠意をもった協議により定めます。

（附則）

１．本契約書は　平成２８年　８月１日施行
　　平成３０年　４月１日改訂
　　令和３年　４月１日改訂
　　令和６年１１月１日改定

以上の契約の証として、本契約書２通を作成し、利用者及び事業者が署名、記名押印して、各々１通ずつ所持します。

私は、以上の契約について説明を受け、内容を確認しました。私はこの契約書の定めるところに従って、貴事業所のサービス利用の契約をいたします。

令和　　年　　月　　日

〒

（利用者）　住所

氏名

私は、本人の契約の意思を確認し、本人に代わり上記署名を行ないました。

〒

（署名代行者）　住所

氏名

（続き柄　　）

当事業所は、通所介護事業所として利用の申し込みを受け、この契約書に定める通所介護サービスを、誠実に責任をもって提供いたします。

令和　　年　　月　　日

〒382-0037

（事業者）　所在地　長野県須坂市大字野辺字松ノ春560－1

事業所　社会福祉法人ジェイエー長野会

北信地域事業本部

デイサービスセンターがりゅうの里

責任者　管理者　柴　誠司　㊞